

盛土等の規制に関する条例施行規則の一部改正

許可等の適用除外とする行為の追加

- ・「土地改良法に基づく土地改良事業、土地改良区が行う土地改良事業に附帯する事業又は土地改良事業に準ずる事業」は、公共事業に準じるものと考えられることから、盛土条例の**許可等の適用除外**とします。

○知事の認可を受けて行う

- ・農業用用水施設、農業用道路の新設
- ・区画整理
- ・農用地の造成 など

○土地改良事業に準ずる事業

- ・「土地改良事業計画設計基準」等に基づき適切に設計、施工されるとともに、その旨が国、県、市町、土地改良区等が定める要綱・要領等に明記された事業

盛土等の規制に関する条例施行規則の一部改正

申請書類の簡略化

- ・盛土条例の構造基準が適用除外となる行為（都市計画法や森林法等の許可等が必要な盛土等）については、**擁壁、排水施設等の構造図や計算書等の添付書類を省略可能**とします。

【申請書への添付書類】

- ・位置図、断面図、求積図

- ・地盤調査の結果
- ・盛土等の構造の安定計算書
- ・擁壁の断面図、構造計算書等
- ・排水施設の構造図、排水量計算書
- ・沈砂池の構造図、容量計算書
- ・調整池の構造図、容量、放流量計算書

⇒省略可能へ

- ・土砂等の搬入に係る管理計画書